

会 議 録

1. 会議名	令和2年度 第2回糸満市立認定こども園在り方検討委員会
2. 日 時	令和3年3月18日(木) 19時00分から20時00分まで
3. 場 所	糸満市役所5階 5-d会議室
4. 委 員	(出席者) 金城 委員、平田 委員、與那覇 委員、鎌田 委員、重田 委員、 長嶺 委員、宮平 委員、中村 委員、小堀端 委員、饒平名 委員、上原 委員、 照屋 委員 計 12 人
5. 事務局	保育こども園課：国吉 課長、仲間 係長
6. 会議の結果及び主要な発言	
事務局	<p>議事の前に、事務局より以下の説明がされた。</p> <p style="text-align: center;">～事務局説明～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討委員会設置要綱第6条第1項に規定する委員の過半数以上（委員14名中12名）の出席報告。 （欠席：法人園長会代表 當銘委員、西崎こども園保護者代表 國吉委員） ・ 会議資料の確認。 （資料1、2：第1回検討委員会の議事録。資料3：公私連携幼保連携型認定こども園の取扱いについて。資料4：移行の流れ。資料5：協定書及び仕様書。資料6：糸満市内教育保育施設等簡易マップ。資料7：糸満市内放課後児童クラブ施設一覧と学童の待機児童数。） ・ 前回の要点説明（2件） <ul style="list-style-type: none"> ① 公私連携園の資料提示および、違いについての説明要求。 →資料の3～5を参照。すでに光洋こども園が公私連携園になっている。 ② 保護者（在園児、新規児童）に対するの議論の周知願い。 →周知不足を反省し、今回、在園児及び新規児童の入所案内にその旨を記載。 <p style="text-align: center;">～以上、事務局からの説明～</p> <p>次に、検討委員会設置要綱第6条第1項「委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。」に則り、金城委員長が議長となり議事を進めた。</p>
委員長	前回の委員会では多くの貴重なご意見がありました。今日は、1時間弱くらいを目途に進めながら、ご意見は是非頂戴したいと思います。それでは議事

	<p>に入ります。議事 1 の説明について事務局よろしくお願いします。</p> <p style="text-align: center;">～事務局説明～</p> <p>事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料 3 「公私連携幼保連携型認定こども園への取り扱いについて」 20 p ～24 p まで読みながら説明。25 p から 28 p については、条文等の抜粋のみのため省略。 ・資料 4 「公私連携幼保連携型認定こども園への移行の流れについて」 〈最短のスケジュール〉 令和 4 年 3 月 移行園の決定 <ul style="list-style-type: none"> 〃 5 月 選定委員会立ち上げ→運営事業者の公募 〃 8 月 運営事業者の選定→保護者説明会 〃 9 月 選定運営事業者との仮協定の締結→議会議決を得て本協定 〃 10 月 選定運営事業者の指定 〃 11 月～令和 5 年 3 月 移行園への業務引継ぎ <p>令和 5 年 4 月 公私連携幼保連携型認定こども園へ移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料 5 「平成 30 年度から公私連携型幼保連携型認定こども園として運営の光洋こども園の仮協定書」（議会の議決済み） <p>【協定書の内容】 第 3 条 「認定こども園の名称、所在地」 第 4 条 「教育、保育に関する基本的事項」 第 5 条 「必要な設備の貸付け等に関する基本的事項」 第 6 条 「協定の有効期間」 第 7 条 「協定に違反した場合の措置」 第 8 条 「その他認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項」 最後に、設置運営業務仕様書の内容（協定書の細かな部分）</p> <p style="text-align: center;">～事務局の説明は以上～</p>
委員長	事務局から説明のありました、公私連携幼保連携型認定こども園への移行の流れと実際に行った光洋こども園についての説明でした。何か聞きたいことご意見等ありましたら、よろしくお願いします。
委員	糸満南こども園の宮平です。よろしく申し上げます。 「公私連携認定こども園の移行の流れについて（29P）」の要望として、移行園の決定後、8月に保護者説明会となっていますが、決定前にやはりこういう形で説明が欲しいです。保護者代表で話し合うのはいいかと思えます

資料 2

	<p>が、当事者は私だけでないですし、現場のお母さんたちが一番大事かと思えます。認定こども園になる学校の保護者だけでも集めて説明だとか、意見とかを聞いたうえで、決定をして頂けないのかなと考えています。</p> <p>やはり、保護者としては公立に入りたいという思いがあるのに、これでは公立に入れたのに、という風になると思う。選べるというのが糸満市としていいのかなと思います。その中で公立から私立になることで、なぜ私立になってしまうのか。理解しづらい方もいらっしゃるし、説明をしたあとに様々な意見というのはいっぱい出てくると思うので、その意見を聞いたうえで公立から私立にした方がいいのかという判断をして頂きたいです。</p>
事務局	<p>決定の前にとというのは確かに必要だと思います。</p>
委員	<p>説明というか意見を決定の前に聞いてほしい。決定したのに説明されても反対とは言えないです。</p>
委員長	<p>多分これは何かを決めるのではなくて、ご意見を聞かせてくださいということだと思います。</p>
委員	<p>公立を民営化することについて、前は決定という話でしたが、また再度検討して考えるということによろしいですか。</p> <p>前回、委員会での質疑応答では、絶対に民営化するという話だったと認識しています。あとは、時期的な問題だけの話だったと思いますが、今回この文書を見ると、また一からやるか、やらないかも含めて、最後話し合いを行ってから決定するという考えによろしいですか。</p>
事務局	<p>どこを移行させるかというのは、計画上は書かれてはいますが、それはこの委員会の中で検証解消となっていると認識しております。</p>
委員	<p>前回の資料で見ると、令和2年4月に公募して令和3年4月から公私連携の開始という風に・・・</p>
事務局	<p>はい。前回の計画書はそれで作られています。</p>
委員	<p>では再度白紙になるのですか。</p>
事務局	<p>白紙ではないです。説明する期間が短かったから時期を延ばすだけではなくて、この内容自体をそのまま進めていいのかというところをこの委員会ですることです。</p>
委員	<p>公私連携に移行するか、しないかを含めての話し合いですか。</p>

事務局	新しい解決策が出るのであれば、それはひとつの選択肢だと思います。
委員	分かりました。それも含めて、保護者の意見も聞いて頂けたらと思います。決定する前に。
事務局	それをこの委員会で話す、ということです。
委員長	その他にご意見、質問ございませんか。
委員	今、委員の方がおっしゃった内容を含めて、両方の意見をお聞きして、第何回によって最終決定になるのか。
事務局	議事 3 の方でもご説明しますが、令和 3 年度につきましては 3 回程度、委員会を開催する予定になっております。その中で公立こども園の編成について、改めて議論をして頂きたいと考えています。
委員	それも含めて令和 4 年中には、方向性を決めて令和 5 年スタートということですよ。
事務局	最短での話です。
委員長	その他になければ次の議事に入りたいと思いますが。
委員	確認ですが、内容についての議論は、今日はできないのですか。「改めて白紙ですか」と、委員の方がおっしゃっていましたが、この内容についても検討は、この委員会でというふうに受け止めたのですが。
事務局	基本的に、白紙にしてからの議論になると、前回の議論の意味が分からなくなってしまいます。計画策定後に、いろいろ議会からもお叱りを受けて、市長も立ち止まって内容を検証するという話でした。その計画に問題があっても修正は必要ですが、この計画をベースに白紙にはならないです。計画をベースにここをこういう風にして変えた方がいいとか、そういう話があれば拾っていくことになります。その 1 つとして可能性が、前回の議論の中で最終的に揺れ動いていた、どの園を移行されるのかという話と、じゃあいつやるのかという話が論点になっています。最終報告書にある意見書の中にそれが併記されたような形がありましたので、概ねそこらへんが想定になるかと思います。 基本的なことは、この計画で何が課題であって、より良くするためにはどうしたらいいのか、そう言ったご意見を承りたいという考え方でございます。

委員	今日の議事の中ではそこまでは入ってはないということですか。
事務局	意見がございましたら。
委員	今話を聞くと、どの園を移行するのかまでは、決定しているということですか。
事務局	<p>決定はしていません。しかし、前回の計画上は決定してはいて、それに問題があるという話があったので、それを変更するのかという議論をしないといけないと考えています。</p> <p>先ほど、次年度は3回開催する予定と話したのですが、1回目、2回目辺りである程度その意見を集約して、仮に方向性が見えたら、また順に保護者説明会をやって、最終的に3回目あたりでこういう風に直した方がよいのではないかという意見をまとめられたらと考えています。</p> <p>今回、全ての公立園の保護者代表に参加していただいているのは、そこらへんも踏まえてという意味です。西崎と南の保護者だけの意見を聞いたあとで、他の保護者からまた聞いていないという話になるので、そういうことがないように、できれば全ての地域から意見を承りたいというところです。</p>
委員	公立から「私立になる園」と「ならない園」とでは、すごく温度差があると思うのです。糸満南こども園としては、基本的に反対の意見を去年から出していますが、やはりこういった「私立になる園」と「ならない園」で分けての説明が必要ではないのかなと思います。
委員長	他にご意見ございますか。
委員	小規模保育園からの質問です。法人と結んでいた連携は継続するのですか。
事務局	公私連携の協定書に盛り込むことで、そのまま継続することができるかと思えます。光洋こども園の協定書の第4条の(1)あたりにそれが該当するのかなと思います。教育・保育等に関する基本的事項は、公立園の運営に準ずるものとありますので、基本的に元あることをきちんとやってくださいという趣旨になります。
委員	公私連携協定の期限ですが、期限が終了した場合には、私たち小規模保育園との連携協定も終わる可能性があるということですか。
事務局	もしここをやめさせるのであれば、そうなりますね。ただし、運営上よっぽど問題がなければまた継続という形になると思います。

委員	はい、ありがとうございます。
委員	契約は5年となっているのですか。
事務局	決まっていないです。多分、他の貸付けの影響だと思います。
委員	5年契約で継続できればまた5年延ばしてということですか。
事務局	そういう形になると思っています。
委員	<p>私も公立こども園の園長を務めていて思うのが、前回の再編成の中で、やはり地域的に都市部にも公立園を残して欲しいです。各地区で待機児童対策や、子育て支援等の必要なところがあると思うのです。</p> <p>今現在、入園しているお子さまの中にも支援が必要な方もおります。また、西崎方面の小規模保育園と連携しており、そこに預けているお子さんを公立でしっかりと繋いで、在園児扱いとして希望する方はお受けできます。</p> <p>糸満市は、小規模保育園を認可して待機児童の解消に繋げています。その方々と、私達とでしっかりと教育・保育を繋ぎ、0～5歳児の教育をできるころはそのまま繋いでいただく。そして、3～5歳児のところを、もし、都市部の糸満南や西崎にも残していただけたら、3～5歳児の教育をしっかりと幼児教育から小学校へ繋いでいけるのではないかと思いますので、もう1度考えていただきたいと思います。</p> <p>実際、子育ての面とか、今度また潮平こども園の学童とかもあるのですが、そういった今後、福祉の面とか必要としている方も、若いお子さん、保護者は都市部に多いです。地域の田舎の方にもいらっしゃると思うのですが、そのところも、もう1度検討して頂けたらと思います。</p>
事務局	<p>都市部について残してほしいという話も前回はありました。ただ1つ気になったのが、公立だから小規模保育園のお子さんを受け入れているというのは絶対そういうことはないです。入所調整は全て役所の方でやっていますので、法人が断るという選択肢は与えていません。なので、そこは誤解を招いているのではないかと思います。これも議会ではかなり言われていたのですが、事実と違う話が出ていましたので、訂正させていただきます。法人に断る権限も選択する権限も一切与えていません。これは全部役所が入所を決めていますので、そこは誤解のないようにお願いします。公立だから受け入れてくれるというのは絶対にありません。</p>
委員長	今日は當銘委員がいらっしゃらないですが、いつも當銘委員が発言しているのは、公立だからできる、法人だからできないということは、ないというこ

	とです。
委員	そうですね。それは私としてもないのですが、公立園を都市部にも残してほしい。他のところとの連携も考えてというところですので、すいません。説明が足りなくて。
委員長	その他にご意見、ご質問でもよろしいでしょうか。
委員	次に向けての会議を意識すると、どこが都市部なのか地方なのか、公立残すのか法人なのか、その判定の基準となるのがこの協定書だと思います。ここがしっかりしていると質が担保されるわけです。これについて若干付け加える部分で違うところがでてくのかなと思います。この協定書に限りなく近づいていけば、そこに向かって努力をしていけば、質の向上に向かっていくということです。公私連携幼保連携型だけではなくて45ページの全ての糸満市の保育施設が、今回公私はこうあるべきだと協定書の中にはたくさん含まれているので、その辺を軸にしてそれぞれの教育・保育を進めて頂ければと思います。質の補償を証明されているかどうか。されるためにはどうしたらいいのか、そこが整理できれば次へは進むのが早いと思います。そこで、光洋こども園をモデルにしながらということですが、これは仮の協定書ですか。
事務局	これは実際に光洋こども園の協定書です。
委員	ではこれは仮ではないですね。
事務局	議会にかかるので議会の議決をもって本協定になります。
委員	この仮とは、まだ光洋舎のままということですか。遅れているのですか。
事務局	もう本協定となっています。議会が承認した時点で本協定として成立しています。仮協定を結んだあとにそれを議会の方にかける。そこで承認されたら仮協定がそのまま本協定に変わりますよということです。
委員	いただいている資料は議会にかける前のですか。
事務局	議会にはもうかかっています。仮協定とは書かれていますが、実際には議決をもって本協定に移行しています。
委員	いろいろ判断していくうえで、今糸満市が最も課題になっている、コロナに向けての緊急対策とか危機管理とか、そういうものはどこかでやっている

	は思うのですが、この中にも入れ込む必要があるのではないかなと思います。次の協定をするときには。
事務局	時代の情勢も変わってきているところがありますので、実際、条文の追加が必要になるかと思います。
委員	もう 1 件、先ほど委員からありましたが、流れとして、こども園や保育園を持つ法人の中には、小規模保育園を経営するところも多く出てきております。糸満市や他の市町村もそうですが、行政が認可したこども園等々に対し、小規模保育園から吸い上げてもらえるよう、ご努力されています。しかし、母体をもつ法人が小規模保育園を経営することで、進級する際に自分たちの園のお子さんのみを受け入れて、他の園からは受け入れない、ということも出てきています。そうならないような何かを。これもひとつの新たな時代として対策が必要だと思います。
事務局	これはみんな誤解されていますが、そもそもその権限を与えていません。
委員	しかし、現実には小規模保育園を経営しているところはありますよね。
事務局	小規模保育園を経営し、法人の園をもっている。親の法人園とだけ提携を結んでいる場合は、当然ですけどそこを優先して在園児扱いであがっていくのですが。
委員	それにより、連携していない園が入れないというケースが他市町村で現れているので、糸満市はそれを協定書の中に、何か文言を考えられないかなと思います。
事務局	基本的に入所の調整の権限というは、法人園にはないです。つまり小規模保育園が西崎だと何か所かありますが、そういったところと連携を結んだ時点で在園児と同じように役所は取扱います。
委員	これは 45 ページ「資料 6：糸満市内教育保育施設等簡易マップ」に載っている認定こども園は全てそうになっていますか。
事務局	基本的にそうです。法人さんで言われているのは、他の園と提携してないから自分のところを優先しているのです。
委員	その辺を他市町村は、小規模保育園は承認して増えているが、希望しても園側がなかなか受け入れてくれません。糸満市はしっかりしていますね。

資料 2

事務局	これは、西崎や光洋は3歳児から始まる園だからすべてリセットされた状態で調整を組んでいます。これが0～2歳児をもっている園だと話は別で、そっちが当然優先されます。
委員	地域がかなり変化していくものですから、そういう他市町村が課題となっていることにならないような視点から、緊急災害時などの規定はできていますが、避難訓練程度だけでいいのかとか、コロナ渦の時代の一つとして何か文言を検討すべきだと考えます。
事務局	やはり安全のための対策というのは当然変わってきているので、この1年間コロナでだいぶ変わってきているところもございますので、そこらへんは反映させていただきたいと思います。
委員	心身の家族の闇も、乳児保育の0～6歳児未満のそういう時代の今本当に増えているもの母子家族とか。そういった福祉だけではない教育部分でも何かここに盛り込めないかなと。これはご検討ください。この際しっかりしておけば、そこを基準に判断がしやすくなると思います。
委員	保育の質のところでは委員がおっしゃるように、この協定書とか仕様書はとても大事だと思います。この協定書は新しい時代の内容を網羅されていくと思いますが、協定書の中身を審議とか、作ったりする委員会がありますか。
事務局	恐らくないのかなと思います。
委員	ないのであれば、保育に携わっている専門的な方々が、協定書や仕様書の中身を見て、教育・保育の内容に行政的な文言と、実際の現場の課題とを併せた、保護者の不安が払拭されるような、引き継ぐ書かれた方をされた協定書や仕様書がいいのかなと思います。
事務局	そういう話でございましたら、子ども子育て会議で本来の審議事項ではないのですが、そこに提案してご意見を承るとか、専門家の方々が会議ですのでそういう手続きを踏んでいけたらと思います。
委員長	時間も気になりますので、次に進行したいと思います。あとでまた振り返って質問してもいいですので、「認定こども園の今後について」よろしく願いします。
事務局	～事務局説明～ <ul style="list-style-type: none"> ・資料6「糸満市内教育保育施設等簡易マップ」 ・資料7「糸満市内放課後児童クラブ施設一覧と学童の待機児童数」

	<p>計画書の中で潮平こども園は、無償化を柱にしつつ保育ニーズの高い放課後児童クラブへの活動を検討と記載。計画書作成時に議論になったのが、西崎と糸満南の今後についてで、潮平はそこまで議論の的ではない。潮平地域の3～5歳児のニーズは十分に満たされていると事務局側は考えている。</p> <p>資料7で、学童の待機児童が一番多いのが潮平小学校。</p> <p>潮平こども園の場所について、潮平小学校内の一番奥にあり、外から簡単に入れない。関係者以外の出入りは好ましくない造りとなっており、活用方法は非常に限られる。</p> <p>今後、放課後児童クラブに利用することを提案。学校に入っている子どもたちが放課後をそこで過ごすという方法が、子どもたちにも安全で利用できると考える。委員に意見を承りたい。</p> <p style="text-align: center;">～以上、事務局からの説明～</p>
委員長	では現在では潮平こども園の方は園児を募集していなくて、止まった状態ということですか。
事務局	現状は2年間なにも使っておらず、他のこども園の備品等を置かせていただいている状態です。園庭の草が伸びてしまい、年に4～5回くらい我々の方で掃除をしています。小学校に敷地に隣接していますので、早めに活用しないといけないと考えています。
委員長	<p>なにか委員の方からご意見はございませんか。</p> <p>私、米須小学校と真壁小学校の隣に児童クラブがあるのは非常に助かりました。真壁こども園の中にも児童クラブがあり、それから米須小学校の隣にも児童クラブがあったので学校としては助かりました。潮平の子どもたちは、どういう状況ですか。</p>
事務局	<p>担当課ではないので細かいところは分かりませんが、ちょっと学校から離れたところに児童クラブがあると聞いています。</p> <p>議会で地元の議員からも、潮平幼稚園については、児童クラブ等の計画があれば、早めに進めて欲しいという意見もありました。しかし、在り方の計画の答えをすぐに出しなさいということではないので、更にこの状態が続いてしまうことも考えられます。なので、市としては他の問題と切り離して、潮平こども園については、その方向を別で進めて構わないかを、皆さんの意見を聞いて進めたいというお話です。先ほど事務局からお話があったように、現状だと色々な管理業とか、使うなら早めに計画して欲しいというような地元の意見もあるので、その辺について、皆さんからのご意見をお聞ききたいです。</p>

委員	今、潮平こども園自体は稼働しているのですか。
事務局	稼働していません。
委員	そしたらやらない理由がない気がします。実際、自分も子どもを通わせていますが、先ほど委員長が仰っていたように、真壁こども園の2階に学童があるので、1年生の時でさえ、ほったらかしたままでも自分で行くことができました。我々親としてはすごく安心して預けることができたので、ありがたいなと感じています。
委員長	児童クラブにお子様を預けているとか。
委員	<p>自分の子どもたちの校区は、潮平校区になります。そして、長男が小学1年生、次男が4月から小学校に上がります。学童に関しては、いろいろ施設をまわったり、夕方まで預けきれるところを探していました。しかし、長男は近くの学童に通いましたが、次男やその下の子が利用するとなると、同じところに2人は預かれないと言われました。そうなるとお迎えのときに2、3カ所にまたがったりしますし、迎えの時間も6時半までとか、いろいろ苦労することがあります。</p> <p>また、預けきれない子どもたち同士、外で遊ぶ様子を見かけるのですが、団地も近いので接触事故とかもあつたりしますし、暗くなった夕方の時間帯に、駐車場に子どもたちだけで遊んでいるという危険な話も聞いた事があります。なので、潮平こども園がもし預かれるような状況であれば、とても助かる人はいると感じています。窓口へ相談しても受け付けできない、というところが多いので、探しにくい現状としては学童として利用できるのは、いいかなと自分たちは感じています。</p>
委員	学童クラブをすぐに立ち上げることは可能ですか。
事務局	基本的には公募等をしないといけないですし、公立こども園の備品等も入れているので、それらを整理するのに少し時間はかかるかと。半年くらいの時間はかかると思っています。
委員	できるのであれば早めの方がいいと思います。
事務局	当然、決まりましたら進めていくのが前提になりますが、現に困っている保護者も大勢いるとお聞きしています。なので、やっぱり2年間も遊ばせてしまったのは非常にもったいないという気持ちです。

委員	ちなみに参考までに遊ばせていた理由というか、なぜすぐに学童クラブにしなかったのか気になります。
事務局	<p>潮平こども園は、平成 30 年度に幼稚園を市の計画でこども園に移行しました。事務局の事前アンケートでは、その年に 50 名ほどの入所見込でしたが、かなり定員割れをして、20 数名くらい、1 クラス分も応募がありませんでした。回りにも多く施設があるのが定員割れの理由だと思います。</p> <p>申し込みが少ないうえに、保育士不足の問題もあった為、クラスを閉めざるを得なり、平成 31 年度に休園になりました。この時に、西崎こども園の 3 歳児クラスも保育士不足で受け入れを休止しています。</p> <p>ここで認識してもらいたいのは、実は閉園ではなく休園と公表しているところです。完全に締め切ったのではなく、きちんと残っているのですが、人手が足りないので、開園することができない状況です。また、周辺地域の 3～5 歳児の受け入れが十分に足りていることから、無理して開ける必要がないと考え、そのまま閉めております。</p>
委員	この委員会としては活用した方がいいですよというご意見でよろしいでしょうか。
委員一同	はい。
委員長	議事 3 の方についてよろしいでしょうか。事務局よろしく申し上げます。
事務局	<p>それでは議事 3。在り方検討委員会のスケジュールについて説明いたします。今年度の開催は今日で最後になります。令和 3 年度は 3 回程度、委員会を開催する予定です。第 1 回は 6 月の開催予定ですが、その中で公立こども園の再編についてご議論いただければなと考えております。また、委員の皆さまに引き続き令和 3 年度もお願いしたいですが、保護者代表変更の場合は各園を通してご連絡ください。以上です。</p>
委員	はい。ありがとうございます。
事務局	先ほど、潮平こども園の件ですが、ここにいる方々にはご同意いただけたということで、中間報告を委員長と調節したうえで市長に報告したいと思っておりますが、そういう形で進めてもよろしいでしょうか。
委員一同	はい。
委員長	はい。ありがとうございます。ではその形で進めさせていただきたいと思っております。

事務局	本日の議事は全て終了しましたので、以上をもちまして第2回の委員会を終了したいと思います。ありがとうございました。
-----	--